

# 矢掛町農業委員会議事録

## 1. 開催日時

令和3年8月6日（金）午前9時30分～午前10時5分

## 2. 開催場所

矢掛町役場 3階 大会議室

## 3. 出席委員 15名

農業委員8名			農地利用最適化推進委員7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	阿部 泰博	出
2番	石井 博	欠	美川地区推進委員	守屋 弘旨	出
3番	妹尾 吉高	出	三谷地区推進委員	田邊 穂積	出
4番	竹内 義男	出	山田地区推進委員	門野 竹志	出
5番	三好 伸夫	出	川面地区推進委員	池田 信夫	出
6番	坪井 幹子	出	中川地区推進委員	奥村 明美	出
7番	山部 智裕	出	小田地区推進委員	妹尾 行恭	出
8番	池田 喬	出			
9番	高月 周次郎	出			

## 4. 議案日程

- (1) 議案第24号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第25号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (3) 議案第26号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (4) 議案第27号 農用地利用集積計画書（No.161）（案）の決定に対する意見について（所有権移転に関するもの）

## 5. 議案の内容 別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から令和3年度第5回農業委員会総会を開催します。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会場の換気を行っています。会場出入口には消毒液を設置し、体温計による検温を行っていただいております。皆様にはマスクの着用をお願いしております。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、円滑な議事進行にご協力をお願いします。</p>
議 長	<p>本日は、石井委員が欠席です。過半数の出席がありましたので、矢掛町農業委員会会議規則第6条により、総会は成立します。</p> <p>本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、1番 岸野委員と、3番 妹尾委員を指名します。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の議事につきましては、議案第24号から議案第27号の4議案です。</p>
議 長  事 務 局	<p>議案第24号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、1件議題とします。事務局から説明します。</p> <p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>以上1件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> </div>
議 長  5 番 委 員  議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>事案番号14番につきましては、守屋委員の自己に関することであり、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで守屋委員の退席をお願いします。</p> <p>(午前 9時 35分 守屋委員 退席)</p> <p>事案番号14番につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。</p> <p>譲受人と譲渡人の間で合意しております。特に問題はないと思います。</p> <p>地元農業委員から意見がありました。事案番号14番につきまして、他に意見はありませんか。</p>

各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 14 番につきましては、許可と決定します。 (午前 9 時 37 分 守屋委員 着席)
議 長	議案第 25 号 農地法第 4 条の規定による転用の許可申請について、3 件議題といたします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明) <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="color: red;">事案番号 8 番, 10 番は, 第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため, 第 2 種農地としています。事案番号 9 番は, 第 1 種農地ですが, 例外許可規定「既存施設の拡張」に該当します。 総会次第に現地確認写真を載せております。</p> </div>
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 8 番につきまして, 地元農業委員の意見をお願いします。
7 番委員	現地確認を行いました。被害防除計画書のとおり, 排水, 周辺農地への影響等, 問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 8 番につきまして, 他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 8 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 9 番につきまして, 地元農業委員の意見をお願いします。
1 番委員	20 年近く前からこの状態であり, この度申請され, 始末書を添付されています。現地確認を行いました, 特に問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 9 番につきまして, 他に意見はありませんか。

各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 9 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 10 番につきましては、担当委員が欠席のため、私が農業委員の意見を述べます。現地確認を行いました。被害防除計画書のとおり、排水、周辺農地への影響等、問題はないと思います。他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 10 番につきましては、許可と決定します。
議 長	<b>議案第 26 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について、3 件議題</b> といたします。事務局から説明します。
事 務 局	(議案朗読説明)
	<p>事案番号 14～16 番は、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地としています。</p> <p>総会次第に現地確認写真を載せております。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号 14 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
7 番委員	現地確認を行いました。被害防除計画書のとおり、排水、周辺農地への影響等は問題ないと思います。接道要件については事務局から説明をお願いします。
事 務 局	説明をさせていただきます。申請地前の道路幅が約 2 m であったため、接道として要件を満たすか、岡山県備中県民局建設企画課建築指導班へ確認しました。当該道路は建築基準法が施行される前に整備されており、同法第 42 条第 2 項の道路に該当するため、接道として要件を満たすとの回答でした。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 14 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)

議 長	異議がありませんので、事案番号 14 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 15, 16 番につきましては、関連するため、一括審議します。 地元農業委員の意見ををお願いします。
8 番委員	現地の確認をしました。被害防除計画書のとおり、排水、周辺農地への影響等、問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 15, 16 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 15, 16 番につきましては、許可と決定します。
議 長	<b>議案第 27 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 161) (案) の決定に対する意見について、所有権移転に関するものを 1 件議題といたします。</b> 事務局から説明します。
事 務 局	本計画は、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、農地中間管理事業の一環として行っている特例事業として農地の売買を行うものです。 具体的には、対象地が農振農用地であり、購入者が認定農業者や「人・農地プラン」の中心経営体である等の条件を満たしている売買において、農業経営基盤強化促進法第 7 条第 1 号に基づき、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から農地を買受け、購入者に売渡すものです。所有者及び購入者のメリットとして、税の特別控除が受けられる点や登記手続きを公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団及び矢掛町が代行する点があります。 本計画は、7 月 9 日の総会で承認された議案第 22 号の農用地利用集積計画に基づき、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団へ所有権移転を行った件について、購入者に売り渡すものです。 では、個別の事案を説明します。(事案説明)
議 長	事務局の説明が終わりました。 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 161) (案) につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。

1 番委員	購入者が耕作をしていた農地の所有権移転です。問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありましたが、矢掛町農用地利用集積計画書（No. 161）（案）につきまして、他にご意見はございませんか。
各 委 員	（異議なし）
議 長	異議がございませんので、議案第27号 矢掛町農用地利用集積計画書（No. 161）（案）の決定に対する意見について、「異議なし」と決定いたします。
議 長	次に報告事項について確認します。
議 長	（1）農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認報告をお願いします。
三谷地区 推進委員	事案番号1番について、確認しました。問題ありません。
議 長	（2）農地転用の完了報告書について 地元農業委員の確認報告をお願いします。
3 番委員	現地を確認しました。問題ありません。
1 番委員	現地を確認しました。問題ありません。
議 長	担当委員が欠席のため、私が確認報告します。 現地を確認しました。問題ありません。
議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。